

令和5年度 納期一覧表

村県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料・介護保険料

| 納期月 | 村県民税 (住民税) | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康 保 險 税 | 後期高齢者 医療保険料 | 介護保険料 | 納期限 |
|----------|---------------|-------|-------|---------------|----------------|---------|------------------|
| 4月 | | | 全期 | 4月 | 1期 | 1期 | 5月 1日(月) |
| 5月 | | 1期 | | 5月 | 2期 | 2期 | 5月31日(水) |
| 6月 | 1期 | | | 6月 | 3期 | 3期 | 6月30日(金) |
| 7月 | | 2期 | | 7月 | 4期 | 4期 | 7月31日(月) |
| 8月 | 2期 | | | 8月 | 5期 | 5期 | 8月31日(木) |
| 9月 | | | | 9月 | 6期 | 6期 | 10月 2日(月) |
| 10月 | 3期 | | | 10月 | 7期 | 7期 | 10月31日(火) |
| 11月 | | | | 11月 | 8期 | 8期 | 11月30日(木) |
| 12月 | | 3期 | | 12月 | 9期 | 9期 | <u>12月25日(月)</u> |
| 1月 | 4期 | | | 1月 | 10期 | 10期 | 1月31日(水) |
| 2月 | | 4期 | | 2月 | 11期 | 11期 | 2月29日(木) |
| 3月 | | | | 3月 | 12期 | 12期 | <u>3月25日(月)</u> |
| 担当課 | 税務住民課 | | | | | 保健福祉課 | |
| 担当係 | 税務係 | | | | 住民保険係 | 福祉係 | |
| 直通 電話 | 32-1113 | | | | | 32-1112 | |

※納期限内の納付を守りましょう。

※12月及び3月の納期限にご注意下さい。(12/25 と 3/25になります)

※口座振替の方も納期限日に引落としとなります。

通知書で年税(保険料)額の確認をお願いします

村税(保険料)等については、年間の額を通知していますので、ご確認いただき納付くださいますようお願いいたします。送付時期は次のとおりです。

また、諸手続きについてもご確認ください。

| | |
|--------------------------------|---|
| 村県民税(住民税) | 6月(1期)に年税額と、各期(4期)ごとの税額を通知しています。 |
| 固定資産税 | 5月(1期)に通知書及び課税明細書に年間の税額と、各期(4期)ごとの税額を通知しています。 |
| 軽自動車税 | 4月に年間の税額(1回)を通知しています。 |
| 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 | 4月に送付する分は、所得がまだ確定していないため、前年度の税(保険料)額を参考に「仮算定」した税(保険料)額で送付します。 所得が確定した後、7月に「本算定」として確定した税(保険料)額を通知します。 |

①全期分の納付について

固定資産税については、1期から4期分の納付書(計4枚)をまとめて5月に送付します。

各期に分けて納付いただくか、複数期分をまとめて納付いただくか選択いただき、納付をお願いします。

村県民税(普通徴収)については、全期で納付ができますが、全期の納付書は発送していませんので、1期の納付書が届きましたら、役場税務住民課税務係まで申し出ください。

②「普通徴収」と「特別徴収」について

「普通徴収」=役場からの納付書又は口座引落で納付する徴収方法です。

「特別徴収」=村県民税については、給与又は年金から天引きされる徴収方法で、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は年金から天引きされる徴収方法です。

③軽自動車税の減免について

身体障害者が所有する軽自動車について、申請により軽自動車税の減免ができます。

申請できる期間は、納付書が届いてから、納付期限の前日までとなっています。障害の等級により減免できない場合もありますので、詳しい内容は税務住民課へお尋ねください。

④国民健康保険について

社会保険から国民健康保険になった場合、また、その逆も必ず役場に届をお願いします。転入、転出、死亡や所得の変更などあった場合は、国民健康保険税もかわりますので、その都度、税額を変更してお知らせいたします。